

## 入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員、賛助会員又は協力会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、別途理事長が定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

### (会費)

第4条 会費の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

### (退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前2項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

### (再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。また、除名により会員資格を喪失した者は、資

格喪失後 5 年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。

(別紙)

入会審査基準（第2条第2項）

1 正会員の場合

- (1) 申込者の入会が、この法人の目的追求のための諸活動と社会的信用の維持向上に寄与するかどうかの審査
- (2) この法人の目的とするところと、申込者の入会動機との適合性についての審査

2 賛助会員の場合

正会員と同様の基準を用いるが、賛助会員が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める法律上の社員ではないことに留意する。

3 協力会員の場合

大学、短期大学及びこれらと同等の教育機関の学生であって、申込者の入会動機とこの法人の目的が合致するかどうか、及び申込者の社会的信用度について審査する。

協力会員が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める法律上の社員ではないことに留意する。